

文部科学省

柴山 昌彦 文部科学大臣 殿

令和2年度

特別支援教育関係予算等に関する要望

全国特別支援教育推進連盟

理事長 宮崎 英憲

〒170-0005
東京都豊島区南大塚3丁目43-11
全国心身障害児福祉財団ビル7階
TEL・FAX 03-3987-1818
Email: suishinrenmei@nifty.com

令和2年度予算に対する文部科学省への重点要望事項

I 幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実

- 1 就学前から学校卒業後まで切れ目のない特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する、教育・福祉等の関係機関が連携した支援体制整備の推進
- 2 複数の障害を対象とした特別支援学校の教育の充実
- 3 特別支援学級、通級指導教室の教育の充実及び障害に応じた教育内容・方法の改善・充実
- 4 地域における特別支援教育等に関する乳児期からの早期相談体制整備（早期支援コーディネーターの特別支援学校等配置）の推進
- 5 特別支援学級に在籍する児童生徒について個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成義務化に対する周知徹底
- 6 特別支援学校の教室不足の解消

II 新学習指導要領、インクルーシブ教育システム構築などに向けた対応

- 1 新学習指導要領の本格実施に向けた周知徹底
- 2 特別支援教育の充実に向け、特別支援教育コーディネーターの早急な専任化
- 3 通級指導を担当する教師をはじめとする、特別支援教育の充実のための教職員定数の改善
- 4 医療的ケアの円滑な実施のための看護師、PT, OT, ST 等の専門家、合理的配慮コーディネーター、早期支援コーディネーター、就労支援コーディネーター等の人的配置に係る財源措置の拡充
- 5 特別支援教育支援員の幼稚園、小・中学校、高等学校への配置の充実
- 6 特別支援教育のための教室整備への支援
- 7 特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援教材の活用促進

8 障害者理解、心のバリアフリーのための交流及び共同学習の充実

Ⅲ 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上・指導体制の充実

Ⅳ 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業の充実

Ⅴ 特別支援教育就学奨励費の充実

Ⅵ 高等学校段階における特別支援教育の推進

1 高校における通級指導の充実

2 キャリア教育・職業教育の充実

Ⅶ 障害者権利条約・障害者差別解消法への対応

1 合理的配慮に関する教育分野のガイドライン作成

2 全国の学校現場等において適切な対応がなされるための周知徹底、事例の蓄積

Ⅷ 生涯学習の充実

障害のある方々が、それぞれのライフステージで夢と希望をもって生きていけるように生涯にわたる障害者学習支援の充実

令和2年度に向けた特別支援教育振興に係る要望

全国特別支援学校長会長

朝日 滋也

現在、全国にある1100を超える特別支援学校において、約14万人の障害のある子供たちが、将来の自立と社会参加を目指して学んでいます。

教育基本法や学校教育法の改正により、一人一人のニーズに応じた特別支援教育が実施されるとともに、障害者基本法等の改正をはじめとする法整備が進み、国連障害者の権利に関する条約が批准されました。障害のある者もない者も共に豊かに育ち、豊かに生きる共生社会の実現に向けて、特別支援学校には、その役割を確実に果たすとともに、教育内容・方法の一層の充実が求められています。

また、改訂された特別支援学校の学習指導要領等では、一人一人に新しい時代に生きるための資質・能力を着実に身に付けさせること、そして、社会との連携及び協働によって共に子供たちを育てる「社会に開かれた教育課程」を展開するよう、教育改革の一層の推進が期待されています。さらに我が国は「2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催国として、その感動を間近に感じるとともに、障害のあるなしにかかわらず、スポーツや文化を楽しみ、世界の人々との交流ができる絶好の機会を得ています。特別支援学校に学ぶ子供たちにも、生涯にわたって学び続ける習慣を身に付け、積極的に社会参加を果たし、それぞれの個性を生かした社会貢献ができる国民に育っていくことが求められています。

私たち全国特別支援学校長会は、未来に生きる子供たちと我が国における共生社会の実現を目指して、設置された地域において堅実な学校経営を進め、様々な教育課題にも総力を挙げて建設的な解決へのたゆまぬ努力を続ける所存です。そのためにも、国を挙げた特別支援教育に関する更なる体制整備が必要と考えます。

つきましては、令和2年度に向けて、以下の事項についての積極的な施策推進を要望いたします。関係の皆様のご理解と御協力を切にお願いいたします。

令和2年度に向けての要望事項

1 特別支援教育振興に関わる重要課題

- (1) 共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実
- (2) 学校と関係機関等の連携推進による総合的な支援体制の充実
- (3) 卒業後の自立と社会参加を目指した教育の推進
- (4) 地域に根ざし、地域に信頼されるために、特別支援学校がセンター的機能を発揮できる諸施策の実施
- (5) 生きる力を育み、確かな学力の伸長を図る基盤整備の充実
- (6) より高い教育効果を上げるための専門性のある人材の確保と育成
- (7) 特別支援教育の理解啓発に関する取り組みの推進
- (8) 特別支援教育制度等の一層の充実
- (9) 教職員の長時間勤務の縮減と職務の実態に見合った管理職及び教職員の処遇改善
- (10) 大規模災害の教訓をふまえた特別支援学校の災害対策及び安全な街づくりの推進
- (11) 誰もがみんなで運動やスポーツ、文化・芸術活動を楽しむことができる環境づくりや心のバリアフリー等の推進

2 重要課題を実現するための具体的な要望事項

(1) 共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実

- ① インクルーシブ教育システム構築に関わる基礎的環境整備と合理的配慮の充実
- ② 障害のある幼児児童生徒の地域における生活基盤の整備と自立・社会参加の促進
- ③ 地域における交流及び共同学習の実施など、障害のある幼児児童生徒の理解を推進する各種施策の充実

(2) 学校と関係機関等の連携推進による総合的な支援体制の充実

- ① 保健・福祉・医療・労働等、関係機関との円滑な連携の推進のための諸施策の実施
- ② 幼稚園、小・中学校、高等学校等における支援体制充実のため、特別支援教育支援員の配置などをはじめとした必要な財源措置の拡充
- ③ 休日、放課後等の障害のある幼児児童生徒の地域活動推進のため、地域における障害のある幼児児童生徒の受け入れ体制の整備など生涯学習施策の充実

(3) 卒業後の自立と社会参加を目指した教育の推進

- ① 職業教育の充実を図るための条件整備(就労支援コーディネーター等の配置)、及び卒業後の進路先の確保・拡大と学校と産業界との連携を通じた就労支援(就労先での定着を図るための追指導の充実)・生活支援体制の整備・充実
- ② 卒業後の社会生活への円滑な移行のための個別の支援計画の作成推進及び自立支援協議会との連携を図るなど、教育・福祉・医療・労働等、関係機関の連携強化のための条件整備
- ③ 就労及び生活支援のための地域支援センターの設置促進及び充実と社会生活への円滑な移行を図るための諸施策の充実
- ④ 特別支援学校高等部の増設、高等特別支援学校設置促進など高等部の拡充整備と適正配置

(4) 地域に根ざし、地域に信頼されるために、特別支援学校がセンター的機能を発揮できる

諸施策の実施

- ① 幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍する発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のための特別支援教育充実事業の推進
- ② 特別支援学校のセンター的機能の充実及び幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育推進のための特別支援教育コーディネーター専任化に向けた定数改善と研修の充実
- ③ 特別支援学校が地域の関係機関及び幼稚園、小・中学校、高等学校等のあらゆる教育関係機関とパートナーシップを図り、特別支援教育を推進するためのネットワークを構築するための条件整備

(5) 生きる力を育み、確かな学力の伸長を図る基盤整備の充実

- ① 通常学級に係る定数35人以下を全校種全学年実施へ拡充
- ② 障害のある人に対する乳幼児期から生涯にわたる一貫した支援のための個別の支援計画の作成、特別支援連携協議会等の支援体制の整備
- ③ 情報教育の向上及び活用のため、全国教育用インターネット網の整備・充実
- ④ 特別支援学校及び幼稚園、小・中学校、高等学校等での適切な医療的ケアを実施するため、看護師の配置及び教職員の研修など学校における医療的ケア実施体制整備の促進
- ⑤ 学校において、医療的ケアをより安全に実施するためのルールの整備と明確化
- ⑥ 学校における医療的ケアの安全な実施のための職層や役割に応じた研修システムの導入及び指導的立場にある看護師や教職員への研修の充実

(6) より高い教育効果を上げるための専門性のある人材の確保と育成

- ① 視覚障害教育、聴覚障害教育等、特別支援教育の各障害種別における専門性の維持・向上
- ② 教育相談機能の充実を図るための心理の専門家等の配置・充実
- ③ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの「切れ目ない支援体制整備」のための事業を拡充し、看護師、連携支援コーディネーター、外部専門家等の配置の一層の充実
- ④ 特別支援学校の専門性向上のため、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による研修事業（配信講義を含む）の推進と教員研修機関としての整備・充実
- ⑤ 放送大学との連携及び大学における特別支援学校教諭免許状を取得できる教員養成課程の充実、また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の研修事業を含む特別支援学校の教員の特別支援学校教諭免許状取得等のための認定講習の更なる充実
- ⑥ 初任者研修等の現職研修及び教員免許更新時講習における特別支援教育に関する講習並びに各都道府県教育委員会による専門研修の推進
- ⑦ より高い専門性を有した通級指導担当の教員の配置、定数化
- ⑧ これからの特別支援教育を担う教員志望者や教員養成機関への啓発活動の充実
- ⑨ 早期乳幼児教育相談の充実のための教員の配置、定数化（視覚障害教育、聴覚障害教育）
- ⑩ 地域や外部機関と連携した指導内容の充実のために外部専門家の導入の拡充

(7) 特別支援教育の理解啓発に関する取り組みの推進

- ① 全国規模等の広域的な特別支援教育理解啓発活動（地域の実情等に応じた広報活動

- 等) の実施・充実
- ② 対象者のニーズに応じた効果的な理解推進事業（障害特性の理解のための講演会等）の実施・充実
- ③ 介護等体験の充実に向けた体制作りや教育活動へのボランティア等の人材活用による特別支援教育への理解推進
- ④ 平成25年の制度改正による新たな就学手続きに基づく適切な就学の推進と継続相談の充実等の適切な運用のための整備

(8) 特別支援教育制度等の一層の充実

- ① 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充、特別支援学級等の運営費補助の充実
- ② 特別支援教育における保護者の経済的負担軽減のための特別支援教育就学奨励費の充実
- ③ 特別支援学校に係る教職員定数改善計画の着実な実施（特別支援教育コーディネーターの配置、副校長や教頭等の管理職複数配置、主幹教諭の複数配置、指導教諭の複数配置、養護教諭の複数配置、教育相談担当教諭の配置、進路指導担当教諭の配置、自立活動指導担当教諭の配置、生徒指導担当教諭の配置等の充実、訪問教育担当教諭の増員、事務職員の増員）及び市立特別支援学校高等部における実習助手の都道府県立特別支援学校相当の配置
- ④ 通級指導担当教員の充実・基礎定数化の確実な実施
- ⑤ 特別支援教育関係地方交付税措置の拡充（就学指導委員会に係る経費、点字ネットワークシステムの維持運営費、通級指導教室に係る経費の新規算入及びスクールバスの維持運営費の増額等）
- ⑥ 特別支援学校（主に知的障害特別支援学校）の在籍者増による狭隘化に伴う、特別教室の普通教室への転用及び普通教室の分割等の現状の改善及び整備指針の順守
- ⑦ 複数の障害種に対応する学校を含む特別支援学校の適正配置による学校規模及び管理・運営の適正化
- ⑧ 特別支援学校の大規模化、併置化の諸課題を解決するための特別支援学校学校設置基準の設定
- ⑨ 私立特別支援学校への助成充実
- ⑩ 部活動指導員、外部指導員の円滑な導入に向けた施策の実施
- ⑪ 障害の重度・重複化、情緒障害・精神障害（発達障害を含む）等の多様化に対応した、教育内容・方法の調査研究及び施設・設備の整備充実

(9) 教職員の長時間勤務の縮減と職務の実態に見合った管理職及び教職員の処遇改善

- ① 学校規模に応じた管理職の配置と管理職の職務に応じた処遇の改善
- ② 教員の特殊業務の実態に見合った教員特殊業務手当の改善
- ③ 教員が健康で職務に臨むためのメンタルヘルス等に関わる機関・研修の充実
- ④ 教員勤務実態調査（平成28年度）の集計結果等に基づき、長時間勤務の縮減に向けた改善と勤務実態に見合った処遇改善
- ⑤ 教育の質を向上させるために教員の負担を軽減する定数改善
- ⑥ 放課後活動や休日活動における外部人材の活用促進による教員の負担軽減の実現
- ⑦ 学校が担うべき業務の精選と学校・家庭・地域・行政機関等の役割分担の在り方及び連携・協働を進めるための条件整備の充実

(10) 大規模災害の教訓をふまえた特別支援学校の災害対策及び安全な街づくりの推進

- ① 国及び都道府県による災害対策ガイドラインの策定及びそれに基づく市区町村の要援護者を含む広域防災計画の策定と広域防災訓練の充実・促進
- ② 市区町村による広域防災計画の策定における発達障害のある幼児児童生徒を含む要援護者名簿の整備、緊急時における医療関連サービスの連携確立、防災無線等情報伝達ルートの確立と充実
- ③ 発災時における特別支援学校の幼児児童生徒の安全確保及び教育機能の維持・継続または教育機能の早期再開を目指し、学校施設・設備の耐震化促進、水や食糧などの生活用備蓄の早急な整備や物資の精選・保存、被害想定に基づく優先業務の確定と自家発電装置等の必要な備蓄資源の確保及びそれらに伴う適切な予算措置
- ④ 避難者の障害特性に的確に対応できる専門家の充実配置等を前提とした発災初期の要援護者一次避難所としての学校機能の整備・充実、公共施設の複合化の促進
- ⑤ 個別の教育支援計画等を活用した幼児児童生徒本人の救命避難・生命確保・生活維持のために必要な個人情報の集約・伝達手段のシステムの確立
- ⑥ 発災時に障害のある幼児児童生徒が安全かつ安心して避難できる二次的福祉避難所の創設及び充実

(11) 誰もがみんなで運動やスポーツ、文化・芸術活動を楽しむことができる環境づくりや心のバリアフリー等の推進

- ① 運動やスポーツ、文化・芸術活動への多様な参画（する・みる・支える等）を促進するための仕組の充実
- ② 障害のある人が気軽に運動やスポーツを行える推進組織づくり及び施設環境整備等の充実
- ③ スポーツボランティアや障がい者スポーツ指導員等の活躍機会充実のためのネットワークづくりへの助成
- ④ 特別支援学校と小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒や地域住民との運動やスポーツ体験及び文化・芸術活動による交流の促進

令和2年度特別支援教育改善に関する要望書

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 会長 山中 ともえ

障害者の権利に関する条約の理念が生かされた新学習指導要領の実施に向け、各学校では完全実施のために趣旨の徹底と準備に余念のないところです。特別支援教育への期待は一層の高まりがあり、義務教育段階のみならず、幼稚園や高等学校においても特別支援教育体制の整備が推進されつつあります。小中学校の特別支援学級の在籍者数や通級による指導を受けている児童生徒数の増加は止まることなく、既に、特別支援学校の児童生徒数の増加率を上回っています。特に、義務教育学校標準法の改正による、通級による指導担当教員の基礎定数化や高等学校における通級による指導の制度化などにより、今後、さらに通級による指導を受ける児童生徒数が増加することが予想されます。特別支援教育を充実させていくためには、教員の専門性の向上、学校における支援体制の整備、障害者の一生涯を見通した支援の充実、共生社会づくりに向けた障害者理解の推進など、特別支援教育をさらに発展させていくための諸課題は山積しています。

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会といたしましては、インクルーシブ教育システム構築に向けた実践を推進し、障害のある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するための教育を充実させることを大切な使命と捉え、令和2年度の文教施策及び教育予算について、下記の事項を重点として要望いたします。

I 児童生徒の障害に対応した指導体制の充実

1 多様化する児童生徒に対して、十分な教育を行うための人的配置

(1) 特別支援学級

- ・特別支援学級の学級編制基準の少人数化（特別支援学校並みの6人定数に）
- ・特別支援学級の担当教員が助言を受けるため、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家の配置
- ・特別支援学級の介助員や支援員の配置
- ・児童生徒の障害の重度化、多様化に対応した講師による指導時間数の増加措置
- ・放課後デイサービス等の放課後支援の充実

(2) 通級による指導

- ・通級による指導担当教員の基礎定数化を受けた迅速な教員の配置
- ・通級による指導担当教員が助言を受けるため、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家の配置

(3) 通常の学級

- ・小中学校、高等学校における特別支援教育コーディネーターの専任配置
- ・障害のある児童生徒のための支援員配置の拡大
- ・通常の学級に在籍していて医療的ケアが必要な児童生徒に対する体制整備

2 指導を充実させるための施設・設備、教材・教具の充実

- ・特別支援学級や通級による指導を行うための十分な教室環境の整備
- ・ICT機器等、学習上の支援機器及びソフトの開発・充実
- ・障害特性に応じた教科用図書の改善や開発
- ・合理的配慮の提供を推進するための体制整備

3 高等学校段階における特別支援教育の推進

- ・通級による指導を推進するための施設・設備の拡充、教職員等の育成・配置
- ・高等学校における発達障害等のある生徒に対する相談体制の整備
- ・高等学校卒業後を見据えた支援体制、卒業後も継続した相談体制の整備

II 新学習指導要領に向けた対応

1 小中学校、高等学校の特別支援教育の一層の充実を図るための環境整備

- ・小中学校の通常の学級の定数を全学年35人以下に改善
- ・施設・設備のユニバーサルデザイン化の促進
- ・デジタル教科書を紙の教科書と併用する場合の保護者負担の無償化

2 小中学校、高等学校における障害者理解教育の推進

- ・東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者スポーツの理解と普及
- ・交流及び共同学習に関する研修の充実と交流及び共同学習ガイドの周知徹底
- ・交流及び共同学習の実施にかかる支援員の配置

3 新学習指導要領に対応した研修の実施や資料集の作成等による周知徹底

- ・障害のある児童生徒の困難さに応じた指導内容の工夫や合理的配慮が推進される研修の充実
- ・特別支援学級や通級による指導における自立活動の充実に資する研究の推進
- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用の徹底
- ・学びの場の連続性を考慮した教育課程編成の推進と学校間連携の促進

Ⅲ 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上

1 特別支援学校教諭免許状保有率の向上

- ・特別支援学校免許状取得に関する認定講習会や研修会等の機会の拡充
- ・特別支援学級、通級による指導担当教諭を対象とした新たな免許の設立

2 全教職員に対する特別支援教育に関する研修等の充実

- ・管理職の特別支援教育に関する研修の必修化
- ・特別支援教育コーディネーターの専門性の向上に向けての研修の充実
- ・小中学校教員免許状の取得に際し、特別支援教育関連の単位内容の充実
- ・免許状更新の際の特別支援教育関連の講習の必修化
- ・大学院等における現職教員研修の充実

Ⅳ その他

1 生涯を一貫した支援体制の整備

- ・乳幼児健診から就学時検診、就学中、就学後までの一貫した相談体制の整備及び相談にかかる相談員の専門性の向上

- ・幼稚園、保育所における特別支援教育の理解啓発と研修機会の充実
- ・発達障害を含む障害の早期発見、早期対応の充実
- ・保健医療、福祉、労働等関係機関との連携した施策の実施
- ・安全に暮らすための情報保障や地域防災訓練等への参加支援

2 特別支援教育就学奨励費の充実

- ・対象児童生徒に対する特別支援就学奨励費の周知と充実
- ・特別支援教育関係地方交付税の拡充

3 生涯学習の充実

- ・放課後等デイサービス等による放課後や休日等の活動場所の充実
- ・放課後等デイサービス等で実施される内容の充実
- ・学校卒業後の進路先の確保・拡充等の支援体制整備
- ・自治会活動や選挙における投票等への参加支援

文部科学省への令和2年度予算重点要望事項

全国盲学校 PTA 連合会
会長 内間 香代子

視覚障害教育は静かな環境で耳や指先そして限られた視力を使用して学んでいく教育です。そのため幼児児童生徒の教育は、専門性豊かな教員等により、少人数できめ細かく丁寧な指導が必要です。一層視覚障害教育の専門性が確保され、一人一人の視覚障害幼児児童生徒のニーズに沿った教育が行われるよう要望いたします。

1. 視覚障害・他障害と併せた重複障害を配慮した特別支援学校の環境整備及び視覚障害の理解啓発について

- ・盲・視覚特別支援学校（以下盲学校）は校区の広い学校です。地域への支援、そして校内の指導と手厚く支援していくには、特別支援教育コーディネーターの複数専任配置が必要です。早急な配置を強く要望します。

- ・視覚障害教育専門に特化した盲学校を今後とも各都道府県に継続設置願います。地域によってやむを得ず盲学校と他障害種別を併せた特別支援学校になる場合は、障害種によって、個々の児童生徒の実態や指導の有り様が違います。必ず視覚障害教育部門を設置して、校舎等の分離等適切な学習環境の整備保障を要望いたします。
 - ・視覚障害と他障害を併せた多様な幼児児童生徒が在籍し、医療的ケアを要する児童生徒もいます。看護師等の人的配置及び校舎等の障害のバリアフリーを進め、エレベーターやスロープなど教育環境の整備をお願いいたします。
 - ・視覚障害は早期からの教育相談・支援体制が極めて重要です。0歳からの早期教育相談にかかわる専門教員確保や支援体制整備予算を充実してください。また、視覚障害の早期教育は学齢期学習の基礎となるもので、空間認知、歩行、点字などを学ぶために必須です。盲学校に幼稚部を設置していない県に対して設置を働きかけてください。
 - ・視覚障害の理解は広まっていますが、まだ十分とはいえません。特に点字ブロックについて教科書掲載はほとんどありません。点字ブロックは視覚障害者が安全に歩行するうえで、大切なもので、幼児児童期からの理解が必要です。教科書に点字ブロックの役割や必要について掲載するように強く要望します。
2. 児童生徒の個々の状況に応じた学習環境の整備について
- ・改正学校教育法の成立により、令和2年度からデジタル教科書が正式な教科書と同様に使用できることとなりました。タブレット端末（i p a d）による電子教科書は、視野狭窄や中心暗点等の視覚障害がある生徒にとって、拡大教科書で画面を見るよりはるかに見やすく、持ち運びもできるためどの教室でも同じ条件で学習ができ、きわめて有効です。またレンズ代わりにタブレット端末を使うことで、板書もはっきりと見ることができます。これらの利点を考慮し、墨字や点字の教科書と同様に無償となるよう、お願いします。
 - ・点字教科書については、墨字1冊分が数冊に分冊となり、重く、またかさばります。教科書の内容を点字データ化(BSE化)した教科書があると、点字使用の生徒にとってはとても有効です。教科書の内容の点字データ化の推進をお願いします。
3. 教員の専門性の確保について
- ・視覚障害教育の高い専門性をもった教員配置や、年限等での画一的異動でない適材適所の配置等が実現されるよう、校長の具申尊重を各教育委員会に指導願います。
特に経験ある視覚障害教育の専門性高い教員配置や、人事異動については盲学校専門性確保の観点から校長具申を尊重されるよう各教育委員会に指導願います。
 - ・視能訓練士や歩行訓練士等の専門家の導入や盲学校自立活動教諭有資格者の配置を義務づけてください。
 - ・視覚障害と他障害を併せ持つ多様な児童生徒のためにPT、OT、ST等の専門家を巡回指導で盲学校にもできるように財源措置をしてください。
4. 職業教育の充実について
- ・社会参加と自立に向けた職業教育の充実が盲学校の重要な課題です。
 - ・専攻科に「理療研修科」等の設置で時代の推移・要請に応じた専門教育や、リカレント教育の充実を願います。またヘルスキーパー等について、行政関係機関や民間企業等への理解啓発を図り、一層の雇用促進を積極的にお願います。
 - ・三療以外の一般就職を目指す生徒や福祉施設等の入所生徒のため必要な学科の設置や新たな

な職業開発の推進を願います。

* 特別支援教育就学奨励費制度を今後とも堅持継続し更に充実させてください。

令和2年度 文部科学省予算編成に関する重点要望書

全国ろう学校PTA連合会
会長 植草喜代治

1. 小規模校及び併置校の教職員定数の確保と教育条件の整備
 - 特に早期教育相談体制および幼稚部における専門教員等を確保するための基本的配慮
 - 聴覚障害幼児・児童の通学保障をするため小規模校の再編を進めないこと
 - 併置校においては教育条件・教育内容等について、各障害種別の独自性と独立性を尊重すること
2. 教員の専門性の維持と向上のための諸施策の推進
 - 聴覚障害教育に関する専門的知識と指導技術を有する人材を特別非常勤講師や研究会・研修会講師として積極的に登用すること
 - 専門性を維持・継承するリーダーの育成のために、教員の異動人事について校長の具申を尊重すること
 - 両親援助、発声・発音指導、言語指導に関する資料収集や指導事例集の作成等を進め指導力の向上と授業改善への取り組みを強化すること
3. 後期中等教育の充実を図ること
 - 高等部本科ならびに専攻科の職業教育について、広域化と時代の変化を対応して充実を図る
 - 進路指導の強化（就労支援セミナー、就労体験の実施と推進等）
 - 就労（雇用）形態の改善。契約社員を避ける。
4. 日本語の習得とコミュニケーション手段の活用について実証的な研究・研修体制の推進
5. 高等教育機関での情報保障（手話通訳・要約筆記通訳、最新システム）の公的制度の整備
6. 人工内耳装用に関して医療機関との連携の強化を図る
 - 術前、術後の情報交換
 - 装用児の教育指導上の課題についての研修

令和2年度 文部科学省への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会
会長 木村 加代子

平成29年4月に公示されました特別支援学校学習指導要領等において、学びの連続性を重視した対応や一人一人の障害の特性に応じた指導上の配慮の充実、自立と社会参加に向けた生

涯教育などがうたわれ、障害のある幼児・児童・生徒の持つ力がより伸長し、可能性が最大限に広がることに大きな期待を寄せております。共生社会の実現に向けて特別支援教育がさらに発展し、充実したものになりますよう、以下の事項につき要望いたします。

1. 合理的配慮の基礎となる環境の整備

①特別支援学校「施設整備指針」の見直し及び「学校設置基準」の策定

特別支援学校においては、多様な学習の場や障害種別に応じて柔軟な対応ができるような施設整備を行なっていただいておりますが、知的障害の児童生徒数増加に伴い、普通教室の分割、特別教室の普通教室への転用、大規模化した学校などの深刻な現状が続いています。日常の学習が適切な教育環境の中で行われるような施設整備の早急な見直しをお願いいたします。また、特別支援学校においても「学校設置基準」を策定し、教育の適正化、平等化を図ってください。

②教員の定数基準の緩和

教員の負担過多により、学校における働き方改革推進プランの取組、業務の効率化が必要だと思いますが、業務内容に比べ、教員不足が生じることが考えられます。教育内容のより一層の充実を図るためにも、定数基準の見直しを図り、教員数の増加をお願いいたします。

③個別の指導計画・個別の教育支援計画の継続的な活用

現在、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を受ける児童・生徒全員が作成することになっている「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」を、学校の進級・進学時だけでなく、卒業後の福祉の現場における「個別の支援計画」に反映していただき、切れ目のない一貫した指導や必要な配慮がなされるよう、関係機関への周知をお願いいたします。

2. インクルーシブ教育システム構築のための条件整備

①人権教育における知的障害者理解の推進

知的障害や発達障害は、わかりにくい、目に見えにくい障害とも言われています。小・中学校及び高等学校の児童・生徒に対し、知的障害の正しい理解と障害者への深い思いやりが得られるよう、人権教育における知的障害の理解啓発授業を推進してください。

②交流及び共同学習の推進

障害のある子供も障害のない子供も、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会となり、双方の豊かな心の成長につながっています。今後も、その時、その場限りの形式的なものではなく、その後の学校生活においても継続的かつ計画的な取組が行われていくことを望みます。

③特別支援教育コーディネーター専任配置

特別支援学校のセンター的機能として、地域の小・中学校及び高等学校へのきめ細かな支援と理解啓発を進めていくことは、学齢期だけでなく卒業後の地域のネットワークの構築につなが

り、コーディネーターの果たす役割は大変大きなものになっています。コーディネーターを専任化し、十分な役割を果たしていただけるよう財源措置をお願いいたします。

④地域と連携したキャリア教育の充実

卒業後の社会参加に向けて、幼・小・中学校教育の段階から、社会との関わりの中で生活していく力や自信、経験を積むことは、自己肯定感や自己有用感を育み、可能性を広げることにつながります。学校外の教育資源と連携・協力し、各発達段階に応じた交流や体験的な学習活動など、地域と連携したキャリア教育の推進をお願いします。

3. 学校と福祉機関の連携

「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の分析をもとに、今後も全国的な取り組みとして、障害児通所支援事業所と学校の相互理解がすすみ、障害のある子供たちに一貫した支援が提供されますよう、引き続き教育と福祉の連携を推進してください。

4. 特別支援教育における教職員の専門性の向上

特別支援学校免許状の保有率が低くかつ増加していない自治体への改善に向け、都道府県教育委員会及び特別支援学校を設置する指定都市教育委員会に対して、今後も引き続き保有率向上の取組を促進してください。また、専門性をより高めるために、研修や実践的研究を実施し、特別支援教育体制を充実させてください。

5. 高等学校における通級による指導の更なる推進と周知

通級による指導が制度化され、高等学校段階において多様な学びの場が整備されました。今後、実施状況を検証し、課題に向けてさら取組を進めてください。また、指導内容や研究内容を都道府県教育委員会や学校現場に周知し、対象の生徒たちがより利用しやすい環境を整えてください。

6. 障害者スポーツの振興体制の強化

2020年東京オリンピック・パラリンピック協議大会の開催に伴い、知的障害児・者スポーツ振興の推進に期待するとともに、開催以降も連続性のある取組となるような体制整備をお願いいたします。

7. 特別支援教育の生涯学習の充実

卒業後においても、それぞれのライフステージにおいて、自立と社会参加に必要な力を維持・伸長し、自らの可能性を追求できる環境が整うことを望みます。夢や希望に向かい、豊かな生活を送ることができるよう、障害の程度に応じた具体的かつ多様な学習活動の実践・調査研究をすすめて、支援体制を充実させてください。

8. 大規模災害時における対応

①学校が避難所になった場合の運営

大規模災害時では、学校など公的機関に設置される避難所は地域の方だけでなく、帰宅困難者も受け入れることや、特別支援学校においては福祉避難所になることも想定されます。教職員の避難所運営の協力業務に対して必要な準備がなされ、いざという時に速やかに遂行されるよう、文部科学省初等中等教育局長通知文平成29年1月20日付「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」のお知らせの内容を教職員、保護者に周知徹底されますようお願いいたします。

②事業継続計画の策定に向けて

大規模災害時において、学校における避難所運営が長期化する場合には、児童・生徒の心の平穏を回復・維持するためにも、自主防災組織等に避難所運営を引き継ぎ、教育活動を再開して、平常時の日常生活を取り戻すことが必要不可欠です。学校と地域、さらには外部ボランティアとの日常的な連携・協力体制の構築とともに、モデル事業を実施・検証し、事業継続計画の策定を進める体制を整えてください。

令和2年度 文部科学省への予算要望事項

全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会

会長 澤村 愛

肢体不自由児者の教育の充実のために、下記の事項についての要望をいたします

1 特別支援教育の充実

教育・福祉・医療・労働等の各関係機関が協力して、ニーズに合った「個別の支援計画」を作成し、それが各ライフステージに引き継がれる仕組みをつくってください。特に学齢期においては、その計画・実施・評価を加えることで、幼児生徒一人ひとりの障害の重度・重複化・多様化に対応したものにしてください。

2 学校規模に応じた定数の改善

近年新設や統合で大規模な併設校が増えています。併設校の強みを活かしながらも、対児童・生徒数の比率でこうした学校が、副校長・養護教員・看護師・事務職員・技能職員及び学校医の配置数において不利な状況とならないようにしてください。

3 センターの機能の充実

特別支援学校という専門性を活かして、特別支援教育コーディネーターなどの人材を確保し、より専門性を充実させ、地域へのセンター的機能の充実を図る仕組みづくりをお願いいたします。

4 医療的ケアの更なる充実

・特別支援学校のみならず全ての学校で医療的ケアが安全安心に行われるために、看護師を適

切に配置してください。呼吸器の親も含めた全ての親の付き添いが、真に必要な時のみになるよう、各種専門家、コーディネーター配置に係る財源を確保してください。

・共生社会の進展を見据えて、肢体不自由校に関わらず、どの学校においても、医療的ケアを必要としている子供が在学することを想定し、教職課程の中に、医療的ケア及び三号研修を組み込むことについて、ご検討ください。

・教育の充実のため、スクールバスに乗る事が出来ない医療的ケアのあるお子さんを乗せる為の専用の通学車両が走りだした自治体があります。こうした取り込みが全国にひろがるように、財政措置の拡充をお願いいたします。

5 高等学校におけるキャリア教育・職業教育の充実

・ICT機器の発達が目覚ましいものがあります。しかしながら生徒個々には、学習用アドレスが与えられてない等、実践的な環境とはなっておりません。在宅就労にも繋がるICT教育が一層進むような通信環境を整えてください。

・特別支援学校の高等部生徒の就労を促進するため、在学中に企業等での実習の強化を図ってください。

6 生涯学習の充実

人は誰でも一人ひとりが可能性を秘めています。肢体不自由者が学校卒業後も生涯を通じて、教育や文化、スポーツなど様々な機会に親しむことにより、夢と希望を持って生きていけるような施策の推進をお願いいたします。

令和2年度 特別支援教育関係予算編成等の要望

全国病弱虚弱教育学校PTA連合会
会長 羽田京子

- 1 就学奨励費制度を今後も国の責任において継続すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 平成25年3月4日発出、24初特支20号「病気療養児に対する教育の充実について（通知）」の内容の徹底を図り、特別支援教育における病弱教育の充実を図ること。
- 4 小児科病棟を持つすべての病院に、病院内学級の設置を推進すること。
- 5 病気療養児に応じた施設・設備の充実を図ること。
- 6 病気療養児の教育を進めるための専門性の向上、医療的補助の充実を図ること。
- 7 入院中の幼児のために幼稚部を設置し、病気療養児の就学前の教育を保障すること。
- 8 病気療養児の健康と生活の自己管理能力の育成が図れる教育を保障すること。
- 9 病気療養児の後期中等教育の充実を図ること。
- 10 病弱教育担当教員に係る専門性向上研修の充実を図ること。

- 11 最新の情報技術を活用した指導法や教育的支援に関わる内容の充実を図るための予算措置を講じること。
- 12 病気療養児への情報通信手段による指導を積極的に推進すること。(ICT 機器の活用等)
- 13 病気療養児の情報保障やコミュニケーション能力の向上のため、機器の開発・整備、サービスの充実を推進すること。
- 14 看護師の常勤化、学校行事に対する医師・看護師派遣旅費等の確保をすること。
- 15 スクールカウンセラーの配置と相談室設置の推進、小児精神科医・SSW・PSWの常駐、あるいは定期的な巡回相談の実施を図ること
- 16 心身症、発達障害児等に対する学びの場の一つである病弱の特別支援学校の転入学を柔軟に対応できること
- 17 医療的ケア対応可能なレスパイトサービスの充実を図ること。
- 18 精神障害者保健手帳を所持していない生徒への就労支援を積極的に推進すること。
- 19 AYA (思春期・若年成年) 世代患者さんへの学習支援、就労サポート、福祉サービス等の充実を図ること。
- 20 病気療養児の社会的自立に向けて、生活訓練室 (ワンルームマンション型) の設置を図ること。
- 21 ヘルプマーク等に対する理解と支援が図られる配慮、きめ細かな啓発活動を積極的に推進すること。
- 22 地域生活支援事業、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業等に係る趣旨の徹底、事業に係る地域間格差の是正、教育・医療・福祉・労働等関係機関との連携の充実を図ること
- 23 小児科医の減少に歯止めをかけるために必要な政策をとること。

令和2年度 文部科学省への予算要望事項

社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会

要 望 書

本日、私たちは、創立五十五周年記念大会を全国重症心身障害児(者)を守る会創立の地であります東京において、国及び東京都、社会福祉協議会、そして各福祉団体の皆様のご支援、ご協力により、意義深く開催することができました。関係の皆様にご心からお礼申し上げます。

全国重症心身障害児(者)を守る会は、昭和三十九年六月に、重い障害児をもつ親たちが、「最も弱いものをひとりももれなく守る」という基本理念のもと、その趣旨に賛同する方々と手を取り合って結成しました。

発会当時、十分な施策もなく、「この子を残しては死ねない、死ぬときは一緒に」と思ったころから考えますと、この五十五年間で重症心身障害児者を取り巻く医療・福祉・教育施策は大きな進展を遂げ、在宅においても施設においても安心して豊かな生活が送れる環境が整って

まいりました。これもひとえに社会の多くの方々のご理解とご支援をはじめ、私ども親と車の両輪となってご協力いただきました専門の先生方をはじめ、行政機関や関係者の皆様のおかげと、改めてお礼を申し上げます。

これからも、親自身が自らの責任と義務を果たすとともに、会の三原則に則り、重症心身障害児者の懸命に生きる姿からいのちの大切さと無限の可能性を社会の皆様にご理解と共感をいただけるよう真摯に活動してまいります。

ここに、創立五十五周年記念大会の総意に基づき、次のことを要望いたします。

- 一、旧重症心身障害児施設及び国立病院におかれましては、入所・入院者の年齢、状態に応じた適切な日中活動が提供されるよう支援の充実を図ってください。
- 一、近年、濃厚な医療的ケアを必要とする在宅の重症児が増加傾向にあり、その家族への支援は緊急を要する課題となっています。市町村・都道府県におかれましては、重症心身障害児者が地域において必要な支援を円滑に受け、安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育等関係機関による連携体制の促進をお願いします。
- 一、短期入所、通所事業については、重症心身障害児者の在宅生活を支える上で、欠かすことのできない重要な施策です。入所施設においては、専門機能を活かした地域支援の拠点として、短期入所における超重症児者の受け入れの強化、通所支援、相談支援等の機能の更なる充実を図ってください。
- 一、重症心身障害児者を対象とした児童発達支援事業ならびに生活介護事業については、身近な地域で通えるよう実施箇所数の更なる拡充を図っていただくとともに、医療的ケアの実施体制の整備も併せてお願いします。
- 一、国立病院におかれましては、人員配置を拡充し、手厚い療育体制を確保するとともに、入所者のQOLの向上に向けた取り組みをお願いします。また、重症児病棟を有する全ての国立病院において通所事業を実施するよう推進してください。
- 一、医療的ケアが必要な児童生徒にとっては、学校において医療スタッフ等の人員配置と設備が欠かせません。また、学校生活や送迎では保護者の付き添いも必要です。医療的ケアがあっても身近な地域で教育が受けられるよう教育環境の整備と教育を受ける機会が確保されるよう体制の整備と充実をお願いします。
- 一、どんなに重い障害があっても一人ひとりが可能性を秘めています。学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことにより、障害のある子どもの自立や社会参加が一層促進されるよう施策の推進をお願いいたします。
- 一、近年、全国の都市部を中心に重症心身障害児者施設が開設されるとともに、新たな整備計画が進められていることに感謝申し上げます。重症児者にとって施設はいのちを守る最後の拠り所であることから、入所待機者が多い地域にあっては、引き続き施設の新設または増床をお願いします。また、いずれの施設においても医師、看護師、福祉職員の確保に困難を極めています。更なる人材確保及び人材育成のための施策の充実をお願いします。

令和元年六月九日

予算要望事項

全国視覚障害児(者)親の会
会 長 高木美恵子

文部科学省への重点要望事項

1. ICT機器の設置拡大 専門性の高い教員の育成

ICT機器の活用により情報検索や情報発信が容易になり、一人一人の障害の程度や特性に応じた対応もできます。携帯電話やタブレットもより良いコミュニケーション手段として活用できます。視覚障害教育と情報通信教育の高い専門性の教員の育成が望まれます。

令和2年度 文部科学省への予算要望事項

盲ろうの子とその家族の会 ふうわ
会長 井本 千香子

視覚と聴覚の両方に障害を有する「盲ろう」という厳しい障害を抱えた子ども達へのご理解とご支援を賜りたく、以下のことを要望致します。

●平成26年1月20日に批准された「障害者権利条約」第24条「教育」3(C)に「盲人、聾者(ろうしゃ)又は盲聾者(もうろうしゃ)(特に盲人、聾者(ろうしゃ)又は盲聾者(もうろうしゃ)である児童)の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。」とあります。

盲ろう者(盲ろう者である児童)、特に先天性盲ろう児の場合、個々の育ってきた環境によりコミュニケーション手段や必要な配慮、支援は様々です。まさに、その個人にとって最も適切な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大限にする環境のもと、教育が行われるように望みます。

●盲ろう児に対して適切な就学相談と就学決定がなされるよう、国からの支援を求めます。盲ろう児が就学を決めるにあたり、その障害の希少性や独自性ゆえに相談を受けて下さる専門機関がほとんどなく、保護者は手探りで我が子に適した教育の場を探し求めます。

ろう学校においては視覚障害への配慮が難しいと言われ、盲学校においては聴覚障害への支援体制がないと難色を示されるなど、就学先が決定するまでには幾多の困難があることが通例です。そして、各自治体によっても対応がまちまちです。全国どの地域に住んでいても同じ対応をしていただける事を望みます。

●盲ろう児の教育的ニーズに見合った支援が適切に行われるよう要望致します。

我が国において、いまだ「盲ろう」が法的に定義されていないために、「盲ろう学校」は存在していません。また、先天性盲ろう児の多くは、盲ろうの他に四肢の障害や知的障害などの障

害を併せ有する場合が多く、その多様なニーズに適合した専門性の高い教育を受けるためには、在籍校の垣根を越えた支援が不可欠です。盲ろう児に対して特別支援教育コーディネーター等が、在籍校と他障害種特別支援学校との連携を図り、必要に応じて県外特別支援学校など枠組みにとらわれない教育機関と連携しながら、盲ろう児の教育的ニーズに合った支援が行われるよう要望いたします。

● 盲ろう児が教育内容を習得するための合理的配慮として、教育年限の延長を選択できるなどの体制が確立されることを要望します。

究極の情報入力障害といわれる盲ろう障害は、健常児ならばごく自然に獲得する言語概念やコミュニケーション手段の獲得を阻み、日常の偶発的学習をする機会などを奪います。全ての学習において盲ろう児は、健常児が理解し習得する時間と比べ、膨大な時間を必要とします。盲ろう児が教育内容を習得するための合理的配慮として、教育年限の延長を選択できるなどの体制が確立されることを要望します。

● 「盲ろう」障害について、教職員に対する研修が出来る場をつくって下さい。

盲ろう児を担当することになった学校や教員はほとんど盲ろうについての知識がないまま手探り状態で子どもと向き合っています。他の特別支援校や盲ろうの専門性を持った機関との連携は勿論ですが、教職員に対しても研修出来る機会を設けて下さい。

2020年度予算に対する文部科学省への要望事項

特定非営利活動法人全国LD親の会
理事長 井上 育世

<重点要望事項>

1. 特別支援教育に関わる教員を増員すること

教員の負担軽減に向けた取り組みにより、各学校における校務の効率化などが図られているが、教員が児童生徒と向き合う時間を確保するためには、十分な教員数の確保が根本的な対応策であり、それは特別支援教育に関しても同様である。発達障害のある児童生徒と向き合い、より良い対応ができるよう研修を受けて専門性を向上できるような余裕が必要である。

2. 合理的配慮を的確に行うための校内支援体制を整備し、推進すること

特別支援教育実施の責任者である校長がリーダーシップを発揮して、校内支援体制を整備し、推進していく組織作りが重要である。

3. 専任の特別支援教育コーディネーター配置を拡充すること

貴省が毎年行っている「特別支援教育体制整備状況調査」においても、特別支援教育コーディネーターの専任率は低い状態が続いている。特別支援教育コーディネーターの職務内容は多岐にわたっており、専任配置により専門性の向上を図ることが喫緊の課題である。

4. 学習上の支援機器等教材の活用促進

- ・学習上の困難を軽減するための、支援機器等教材の開発を促進すること(ICT 教育・iPadの活用)
- ・教科書デジタルデータの活用・音声教材等の普及を促進すること
- ・特別支援教育教材振興予算(学校配分予算)を新設すること
ユニバーサルデザインとして活用することで、児童生徒全体に対しても有効な教材と考えられる。

5. 高等学校における通級指導教室の設置と機能の促進を図ること

平成 30 年度から導入された高等学校における通級指導教室が、「自立に向けた準備期間を提供できる最後の教育機関」となるよう、外部機関と連携していくようなシステム構築が必要。

6. 生涯学習への支援の充実

- ・青年期以降の余暇支援など、各ライフステージにおける居場所や学びの場の充実を図ること。
- ・発達障害のある青年が地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、教育・スポーツ・文化活動についての支援を拡充すること。
- ・発達障害のある人への生活支援・就労支援機関と連携して、成人期にある発達障害者の日常生活スキルの課題を踏まえた学習プログラムを策定すること。
発達障害のある青年は、コミュニケーションスキルの不足・対人関係のトラブルから、二次的な精神疾患を患ったり、離職してしまったりするケースが多い。青年期にソーシャルスキルやコミュニケーション、ストレスマネジメント等について学べる場を設けてほしい。

<その他の要望事項>

1. 合理的配慮を確保しつつ、インクルーシブ教育システムの充実の推進を図ること

インクルーシブ教育システムが学校全体で機能するよう、早期支援コーディネーター・合理的配慮協力員・外部専門家等の職務内容や位置付けを明確にし、効率よく連携が図れるシステムを構築すること。

2. 特別支援教育に関わる教員の専門性向上を図ること

- ・管理職登用時の特別支援研修を義務化と、合理的配慮に関する相談窓口(学級担任や特別支援教育コーディネーター等)への特別支援教育や合理的配慮等についての研修を充実させること。

3. 発達障害のある児童・生徒に対する個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎを義務付けること

- ・合理的配慮の内容も含め、学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携を図り、支援内容を共有するとともに、生涯を通じて利用できる支援計画を策定すること。

4. LD、ADHDを対象とした通級教室の拡充

5. 早期からの教育相談・支援体制を整備すること

6. 後期中等教育における発達障害のある生徒に対する支援体制を強化すること

- ・高等学校への専門性のあるスクールカウンセラー配置を拡充すること

- ・発達障害のある生徒に対する自立・社会参加に向けたキャリア教育を充実させること
- ・発達障害のある生徒の就労に向けて、就労担当の教員と事業所が連携を図ること
- ・高等学校と福祉・労働等関係機関の連携体制を整備すること
- ・高等学校入試や大学入試における合理的配慮の啓発を促進すること

7. 大学等の高等教育における発達障害のある学生に対する支援体制を整備すること

8. 学校外の人材・資源・資格等の活用を推進すること

- ・特別支援教育支援員の配置を拡充し、資質確保のための研修を充実させること
- ・心理士、PT、OT、ST、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用を推進すること

発達障害の特性に応じた災害時の支援対策を整備・周知すること

令和2年度特別支援教育関係予算編成等への重点要望事項

全国手をつなぐ育成会連合会

会長 久保厚子

日頃より知的障害児の教育につきましてはご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

私たちは、知的障害のある本人と家族の会として、知的障害のある人たちが地域において障害の程度にかかわらず、各ライフステージに応じた適切な支援のもとに安心して豊かな暮らしが実現できることを願っています。

障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた、十分な教育環境の整備と、切れ目のない支援体制構築のための特別支援教育の一層の推進をお願いします。

1. 幼児・児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実

教育による共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの構築とそのための条件整備を求めます。地域における特別支援教育等に関する乳幼児期からの早期相談支援体制整備（早期支援コーディネーターの特別支援学校等配置）の推進を求めます。

意思決定支援を重視し、義務化に向かう「個別の教育支援計画」によって児童生徒ひとり一人のニーズを示した教育方法を明確にするとともに、計画が活かされる合理的配慮が盛り込まれた基礎的な環境整備（教員の資質向上・教育環境の整備・社会的・理解啓発）を行い、インクルーシブ教育を推進しつつ、障害が重度・重複化、多様化する児童生徒に対応した特別支援学校の教育を充実させてください。

2. 切れ目ない支援体制整備充実事業

乳幼児期から学校卒業後まで切れ目のない特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する、教育・福祉等の関係機関が連携した支援体制整備の推進を求めます。

「個別の教育支援計画」の作成が義務化され個別の指導計画に反映されるようになれば、ひとり一人の特性・発達に応じた個別教育が充実していくことと大いに期待しております。個別の教育支援計画等が、本人・保護者の意思や意見・希望が反映された形で正しく作成され、十分に活用されるよう徹底してください。

児童生徒については、主たる根拠法が児童福祉法になり、支援の主体が市町村となりました。しかしサービス調整をする相談支援事業が成熟していなかったり、必要なサービス提供の基盤整備が進んでいなかったりするため、市町村により大きな格差が生じています。個別の教育支援計画を作成する際には、家庭状況も含めたアセスメントを行い、必要な支援について地域の仕組みと連携することを強調して下さい。

一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所との連携に関する調査研究結果を多くの自治体に波及するようマニュアル等の普及を促進させ、全国的な教育と福祉の推進をはかってください。

3. 学校における医療的ケア実施体制構築事業

医療技術の進歩に伴い、酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療行為が必要な児童生徒が増加しています。学校において高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や医療的ケア実施ガイドライン等を作成し、体制の充実を図ってください。

※特に看護師については、生徒数に応じた定数化が必要です。各校最低2名以上とし、そのバックアップ体制が行える財源措置を求めます。

4. 発達障害に関する通級による指導担当教員専門性充実事業

発達障害の理解が促進される体制を整え、強度行動障害に対応できる教員の育成により専門職を配置するとともに、特別支援学級の教員の資質向上を図る事を視野に入れた財源の措置を求めます。

発達障害の児童生徒が増加しています。ひとり一人のニーズに合った教育・支援を実現するため、すべての教員が特別支援教育に携わる意識で資質を高められるよう日常の研修を充実し、特別支援学級においても在籍する児童生徒について個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成ができるように基盤を整備してください。また教員養成における課程での講義の中に専門性の向上が見込めるカリキュラムを盛り込んで下さい。

5. 学校と福祉機関の連携支援事業

障害のある子どもの放課後・長期休暇等における生活支援が放課後等デイサービスで実現しました。厚生労働省では「今後の障害児支援の在り方について（報告書）」（平成26年7月）がまとめられ、「放課後等デイサービスガイドライン」が作成され放課後等デイサービス事業所において個々のサービスの質が確保されるよう、事業に対する指針が示されました。事業所を評価する基準が活かされ児童生徒の健全育成に繋がるよう、ガイドラインの活用と関係者への周知をお願いします。

6. 特別支援教育に関する教職員などの資質向上事業

特別支援学校教諭免許状保有者が90%を超えようとしています。一方で特別支援学校教諭免許状取得者の地域格差があります。改善の見られない都道府県教育委員会に対して行政指導をして格差解消に取り組んでください。

今後、免許状の取得だけでなく、臨床心理士・学校心理士などの資格の取得や専門的な技法の取得を奨励してください。また、取得者への待遇面の配慮をしてください。その際、特別支援教育に関する教職員等の資質向上と事業を拡大・活用しての、公立小・中学校特別支援学級教員の資質を向上してください。そのために、早期からの教育相談・支援体制整備のための人

的配置にかかる財源措置を求めます。

7. 学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実

次期学習指導要領の改訂において、特別支援学級および通常学級に在籍する児童生徒への個別の教育支援計画の作成と活用を徹底してください。まずは義務化されることに対する市町村教育委員会への周知をお願いします。その際、教育委員会に対して通常学級から遠ざかることが無いよう合理的配慮にもとづいた適切な判断のもとで学校選択が出来るよう、格差の生じない一貫した教育を求めます。併せて児童・生徒と保護者に対して合理的配慮に基づく「分かりやすい情報提供」を行ってください。

- 1) 本格実施に向けた周知徹底
- 2) 特別支援教育の充実に向け、特別支援教育コーディネーターの早急な専任化
- 3) 通級指導担当教員をはじめとする、特別支援教育の充実のための教職員定数の改善
- 4) 医療的ケアのための看護師※、PT, OT, ST 等専門家、合理的配慮協力員、早期支援コーディネーター、就労支援コーディネーター等の人的配置に係る財源措置の拡充
- 5) 特別支援教育支援員の幼稚園、小・中学校、高等学校への配置の充実
- 6) 特別支援教育のための教室及び備品整備への支援
- 7) 特別な支援を必要とする児童生徒に対する教材の開発
- 8) 障害者理解、心のバリアフリーを推進するための交流及び共同学習の充実

8. 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業

国民の障害者への理解・啓発には、幼少期からの教育が重要です。教育により障害について当たり前前に学ぶ環境設定を強化してください。また教師が、障害者権利条約、障害者差別解消法の合理的配慮、インクルーシブ教育における障害理解・啓発についてのさらなる促進の必要性が学べるように、全ての教員に向けて、教員養成課程のみならず、現任者に対しても研修機会を設けて学びが実践となるよう求めます。

特に、知的・発達障害のある児童生徒への合理的配慮については、ソフト面での対応も十分に可能なことから迅速な対応も期待できる反面、適切なアセスメントによる「困りごとの明確化」が不可欠です。換言すれば、知的・発達障害のある児童生徒への合理的配慮はアセスメントを含む概念であるということを教育現場へ周知徹底し、併せて適切なアセスメントを実施できる教員の育成を早急をお願いします。

9. 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進

ICT、IOT 等の IT 関連の進化により発達障害や視覚障害のある児童生徒が機器を活用する機会が増えてきております。教育分野でも教科書デジタルデータの促進にあたっては、児童生徒の障害特性を踏まえた教材の活用に関するアセスメント等について実践に基づいた展開となるよう求めます。

10. 障害者虐待防止への対応

障害者虐待防止法が施行され様々な実態が報告されております。残念ながら教員による児童生徒への虐待事案も事件として数多く報道されております。教育委員会を通して、教職員を対象に法についての研修を実施し、教育現場で児童生徒に対する虐待防止への理解の完全実施を

徹底してください。その際、軽微な「体罰や不適切な指導」も含め事例として紹介し、改善に向けてのプロセスを公表するなどし、現場での努力を保護者など一般市民に見える形で示して下さい。

また障害者虐待防止法の対象から学校、保育所、病院が除外されています。当会としては、一刻も早くその対象に定めていただけるよう各方面に要望しておりますのでご理解をお願いします。

11. 高等学校段階における特別支援教育の推進

卒業後の社会参加に向けて、就労希望者には本人の特性に合った就労先が選択できるよう、特別支援学校高等部における職業教育の充実を図り、就労する基礎的能力を高め、就職率アップを図ってください。特別支援学校高等部卒業後においても、各種専攻科の必要性について検討してください。

国の雇用促進・就労支援施策の進展は見られますが、学校での発達障害、中軽度知的障害児の就労能力の向上のための支援や取り組みを充実させ可能性を広げてください。就職率のアップのためにキャリア教育・職業教育の実施、職業科の増設、専門性のある専任職員の配置をお願いします。

卒業後の多様な進路先として、学びの場の検討もして下さい。まずは高等学校及び特別支援学校高等部の教育課程に各種専攻科を設置するなど多様化を検討して下さい。また発達障害児については、普通高校での教育を受けられるよう、高校入試や授業等における合理的配慮の取り組みの促進に向けて、教育委員会等への啓発や支援対策を講じてください。また国立大学に障害者が学べる科の新設、私学の既存校においても受け入れの選択肢を増やすなどして、多様な学びの場を保障してください。

- 1) 高等学校における通級指導の制度化
- 2) キャリア教育・職業教育の充実

12. 生涯学習の充実

障害のある方々の多様な学びの場、あるいは生涯教育としての充実・展開が、それぞれのライフステージで夢と希望となるように生涯にわたる障害者学習支援の充実を求めます。

生涯学習支援室において、「障害者の生涯学習の推進方策について」がまとめられました。①学校卒業後における障害者の学びの支援②生涯を通じた多様な学習活動の充実③「学習関係」「スポーツ・文化関係」「幅の広い体験や学び関係」を柱に誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指していける内容としてまとめられました。報告書の中身が多くの教育現場から福祉現場等に発信され連携していくように、まずは区市町村の教育委員会において理解が進み、文化的・芸術的な面での教育の充実とスポーツ分野の充実が実践されるよう取り組んで下さい。

2020年のオリンピック・パラリンピック開催に向けたビヨンドと2020年以降のレガシーを意識して文部科学省内のオリ・パラ推進室と生涯学習支援室を軸にした各関係部署との連携を期待します。

知的障害者スポーツ振興の隆盛を期待しています。また障害者芸術文化推進法についても具体化が進められようとしております。教育の場面であればこそオリンピックアードの精神がこれら

の活動に広く取り入れられるよう配慮して頂き、卒業して社会に出てからも生き甲斐をもって、豊かな暮らしが過ごせるよう文化・スポーツ面での教育カリキュラムとの連携・充実を期待します。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が昨年6月に制定されました。15条では、文化芸術活動を通じた交流の促進として、小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援、特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供等が明記されています。この法律を推進力として生涯学習の充実が図られるよう求めます。

2020年度学校教育における「てんかん」への正しい理解と指導の実現に向けた要望書

公益社団法人 日本てんかん協会(波の会)
会長 梅本 里美

1. てんかんのある児童生徒が、安心して学習できる教育環境を整備してください。

- 1). 2011年の事故報道以降、てんかんのある児童生徒への、水泳指導、宿泊研修、理科や家庭科の実習等への不当な行動制限等が全国から報告されました。改めて、個人の学習計画に基づき差別を助長しない適切な指導を行ってください。
- 2). てんかん発作や薬の副作用から生じる症状だけから、さまざまな制限が児童生徒および保護者などに強要されないように、十分なる生活指導指針を設けてください。
- 3). 全教員が基本的な研修を行った後で、学校で判断ができる、坐薬挿入や頓用薬服用のガイドラインを緊急時に限らず設けてください。
- 4). 発作が消失し服薬だけを継続している児童生徒には、必要以上の介護や行動制限をしないでください。また、児童生徒に対する「くすり」の正しい知識の普及をカリキュラム化してください。
- 5). 保健体育の時間に、病気や障害の理解を深めるためのカリキュラムを導入してください。学校教育に、偏見助長の予防効果があることは、世界的に実証されています。
- 6). スキューバダイビングなど生涯教育の現場において、病名だけで入校、実習、免許取得等に制限が生じないよう指導を行ってください。

2. てんかんの特性を十分に理解した教育を進めてください。

- 1). ADHD(注意欠陥多動性障害)・LD(学習障害)・てんかん(特に欠神発作)のある児童生徒について、対応区分が明確となる指導指針を設けてください。
- 2). てんかんのあるADHD児への、具体的な支援計画を策定してください。
- 3). 教員養成課程、特別支援教育研修、教員免許更新研修などあらゆる教員の研修に、てんかんに関するカリキュラムを設けてください。
- 4). 特別支援教育コーディネーター養成校のカリキュラムに、てんかんの内容を含めてください。
- 5). 本協会が啓発用・初心者向けテキストとして作成している「はじめてのてんかんテキスト」「教師のためのてんかんQ&A」などを提供しますので、教員向けの副読本として全国の小中学校および高校に配布し、全教員に対しててんかんの基本的で正しい知識の指導を行ってください。

- 6). 担当教員、養護教員、コーディネーターなどの研修の場として、本協会が毎年実施している「てんかん基礎講座」などを指定し、より正しい知識の習得を促進してください。

令和2年度 文部科学省予算編成に関する要望書

一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会
代表理事 貝谷 久宣

1. 児童・生徒の状況適した就学先の選択

筋ジストロフィーは様々な病型があり、症状の出方の個人差が大きい疾患です。設備や人員の面で制限を受けることなく、児童・生徒の状況に適した就学先を選択できるよう、十分な予算措置をお願いいたします。

2. 普通校通学者への対応

(1)障害者理解と心のバリアフリー教育の強化

筋ジストロフィーに限らず、機能的障害を理由にいじめを受ける事例は後を絶ちません。他の児童・生徒および担当教諭、学校関係者への障害理解、特に心のバリアフリーの教育強化をお願いします。

(2)専門職員の配置と教育

① 特別支援学校のノウハウ共有

I C T機器の利用等についての特別支援教育のノウハウを普通学校通学者も利用できるよう、地域の特別支援学校との連携強化を進めていただくとともに、普通学校側に障害者教育の知識を持ったコーディネーターを配置していただくようお願いいたします。

② 学校介護職員の充実

希望に応じて地元の学校で学ぶことが出来るよう、学校介護職員を配置していただき、あわせて特別支援教育を学ぶ機会をつくる等、支援策の更なる充実を図ってください。

③ 多様な知識のカウンセラーの派遣の強化

障害を受容できない保護者や児童・生徒も多いですがスクールカウンセラーでは障害に対する理解不足等が生じているのも現状であるため、障害を理解した専門家等のカウンセラーの派遣の充実を図ってください。

(3)迅速なバリアフリー設備の整備

①スロープ・エレベーター・階段昇降機

児童・生徒たちは症状の進行に伴い、杖・車椅子を使用します。スムーズな学校生活のため、迅速かつ柔軟な設置をお願いいたします。

②ユニバーサルトイレの設置

手すり、ベッド、背もたれ等を備えたトイレの設置をお願いいたします。

3. 特別支援学校通学者への対応

(1)緊急時対応の強化

学校内だけでなく、スクールバス内、校外学習等における緊急時対応の強化をお願いします。命を守ることを最優先とするマニュアルの整備・内容の再確認と、関係者への教育の徹底、対応訓練の実施をお願いします。

(2)吸引・注入等日常的な医療ケア対応の強化

①学校職員の研修受講の必須化

咳き込む・飲み込む力が低下した後、吸引・注入は、元気な日常生活のために欠かせない日常的な医療ケアとなります。「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）」、【第3号研修】を必須化していただき、学校職員（看護師・教諭・学校介護職員）が安心してそのケアを行えるような体制づくりをお願いいたします。

②看護師の業務範囲拡大と増員

常勤の看護師が配置されているにもかかわらず、吸引・注入等のケアを行わない、保護者の全面的な付き添い、待機を求められる自治体も未だに多くあります。家庭全体が社会的に孤立し、また児童・生徒の自立の阻害要因となると考えられますので、業務範囲の拡大と増員をお願いします。

(3)通学手段の整備と支援

①スクールバスの整備と柔軟な運用

スクールバスの運行については、自治体により対応が大きく異なっています。家庭環境に拠らず義務教育を受けられるよう、スクールバスの整備と柔軟な運用をお願いします。

②医療ケア専用バスの整備

看護職または保護者の同乗する医療ケア利用者専用バスを整備することで、通学時間の短縮と安全性の向上を図ってください。

(4)ICT機器を利用した教育の推進

①ICT機器の導入

児童・生徒一人ひとりの身体の残存機能を最大減に活用できるよう、PC、タブレット端末、音声入力や視線入力システム等、様々なICT機器について、症状の進行を見越して導入していただけるよう、お願いいたします。

②教育格差の是正

地域及び教員個人の関心、スキルによる教育格差を是正するため、外部専門職との連携や理解を進めるための研修等を推進していただくようお願いいたします。

(5)入所基準の見直し

地理的な条件等により、入所をして病棟併設の支援学校に通学することを希望する児童・生徒が、障害の程度区分が軽度であることを理由に受け入れられない事例があります。入所基準の見直しをお願いいたします。

4. 高等教育・専門学校・大学等への対応

(1)通学・学内の介護制度利用

「重度訪問介護利用者の大学等の修学支援」については地方自治体の予算不足による却下例が複数報告されています。居住地による差が出ぬよう、文部科学省が中心となって学校に対して支援を義務化していただく等、特に国立大学については早急かつ確実な是正をお願いいたします。

(2)学内での支援体制の整備

授業（ノートをとる等）、生活（学内での食事・トイレ等）についての支援体制の整備をお願いします。

5. 卒業後の進路支援の強化

(1)早期教育

普通学校・特別支援学校ともに、早期の職業教育、就労のための技能取得支援をお願いします。放課後等デイサービス・就労移行支援事業所・就労継続支援A型事業所と学校の連携強化をお願いします。

(2)生涯学習の支援

就労継続支援B型・生活介護施設入所予定者等、障害程度が重度である児童・生徒についても、福祉と教育を切り離すことなく支援をお願いします。

(3)青年・成人期の余暇支援

現在20万人の障害をもつ児童・生徒が放課後等デイサービスを家庭・学校とは異なる第三の活動の場として利用し、その活動時間は保護者の就労・休息にあてられています。卒業後はそれが奪われ、親子とも厳しい生活を強いられることになり、高等部の卒業を控えた親たちはその不安を大きくしております。

文科省も2年前に大臣声明を出し、障害者の生涯教育に取り組むと新たな障害者学習支援推進室を創設し研究事業に取り組んでいます。厚労省も予算委員会で、この実態を調査し前向きに取り組むことを表明しています。

卒業のない青年・成人期の余暇支援は非常に大きな問題だと思います。文部科学省と厚生労働省と一緒に青年・成人期の余暇支援の制度を作ってください。

令和2年度文部科学省への国家予算編成に関する要望書

NPO 法人全国ことばを育む会
理事長 吉岡 正

- 1 インクルーシブ教育システム構築のため、特別支援教育の推進を図るうえで、つぎの人的諸条件の整備を要望します。
 - (1) 特別支援教育の充実に向け、計画的な教員の定数化措置。第193通常国会で採択された「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、通級指導教室への教員配置を「教員定数法」にそって早期に整備し、「通級による指導」に必要なだけの教員の配置をこの二、三年で達成するようお願いします。とくに中学校への通級指導教室の設置を小学校への設置の規模に早期に拡大してください。高等学校においても、通級指導が可能となったことから、切れ目のない、必要に応じた適切な支援が受けられるよう「通級による指導」の拡充をはかるようお願いします。
 - (2) 通級指導教室への教員配置が、臨時採用教員や講師でまかなわれている地域や学校を早期に解消し、経験豊富な人材を充ててください。
 - (3) 通級指導教室、特別支援学級への教員確保と専門性向上のために、教員の研修予算を増額し、長期、短期の研修機会を増やすよう図ってください。
 - (4) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校への特別支援教育支援員配置を充実するようお願いします。
 - (5) 地方で顕在化している特別支援学級での「児童・生徒一人、先生一人」の状況を改善し、複数の子どもの学級編成で共に学び合える状態を早期に実現してください。
 - (6) 特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、高等学校へのPT、OT、ST等の巡回指導を実施するよう図ってください。
 - (7) 特別支援学校への看護師配置について財源措置をお願いします。
- 2 幼児児童生徒の障害の重度化、重複化、多様化に対応した教育の充実を要望します。
 - (1) 教育内容・教育方法の改善と充実、教育環境の整備をお願いします。
 - (2) 担当者の専門性向上のために、研修を充実する予算措置をお願いします。
- 3 発達障がいのある児童生徒に対する教育的対応、合理的配慮の充実を要望します。

文部科学省2020年度予算に向けた重点要求項目

一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会

1. 心臓病児の適切な教育の場の保障

- (1) 就学先決定にあたっては、保護者の希望を尊重しつつ、子どもに合った教育の場を選べるようにしてください。保護者へは早期から情報提供を行い相談ができる体制を整備してください。また、心臓病児が必要とする教育を受けるために、各学校で「個別の教育支援計画」が作成されるよう指導を行ってください。

- (2) 病児への配慮が十分行き届くように1学級あたりの児童数を減らしてください。また、必要に応じて介助職員の配置ができるように職員増員のための予算を増額してください。
- (3) 在宅酸素療法などの医療的配慮が必要な心臓病児も幼稚園や学校に通うことができるよう、心臓病の主治医や専門医療機関と連携を広めるなどして柔軟な対応を進めてください。また、小中学校へ看護師が配置できるよう予算を増額してください。
- (4) 入院や自宅療養で学習の空白が生じることがないように、スムーズな学籍移動により、訪問学級・院内学級・通級などでも教育が受けられるなどの柔軟な対応ができるようにしてください。
- (5) 通学時、日常の学校生活、校外での授業などで、安易に親の付き添いを求められることがないようにしてください。また、障害福祉施策との連携を進めて、福祉サービスを通学にも使えるようにしてください。
- (6) 心臓病のために体育実技ができないことで進学が不利益にならないために、総合的な判定にもとづく公正な評価が行われるようにしてください。
- (7) 地方自治体が小中学校にエレベーターや冷暖房の設置を早期に導入できるように、国の補助を増額してください。

2. 将来を見据え、社会性を育てるための教育の充実を

- (1) 小児慢性疾患児自立支援事業に対して、自治体の教育関係機関が積極的に取り組んでいくよう指導してください。
- (2) 教職員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭に対する心臓病児の障害特性の研修を充実させてください。また、学校生活管理指導表の取り扱いや活用について十分な指導を行ってください。

3. 震災など緊急時において、病児の安全がはかられるような体制の整備を

自力で他の児童生徒と一緒に避難できない心臓病児が、震災などの緊急時に取り残されることなく安全に避難できるよう、日ごろから緊急対応のためのマニュアル作成や連絡カードや手帳を活用するなど緊急時の体制作りを行うよう指導してください。

4. 「命の尊厳」について考える教育を

児童生徒に対して、心臓病など見た目ではわからない病気や障害をもつ子どもがいることを、ともに考え学び合う機会を設けてください。